

特定施設水道連結型スプリンクラー設備要綱

特定施設水道連結型スプリンクラー設備に係る要綱

(趣 旨)

第1条 認知症高齢者グループホームの火災事案を踏まえ、認知症高齢者グループホーム等の社会福祉施設における防火安全対策を強化するため、消防法施行令及び消防法施行規則の一部改正がなされ、新たに小規模福祉施設、及び避難のために患者の介助が必要な有床診療所・病院に対してスプリンクラー設備の設置が延べ面積に係らず原則義務付けられた。(図-1参照 但し、有床診療所・病院に係る要件は、平成28年4月1日施行予定)

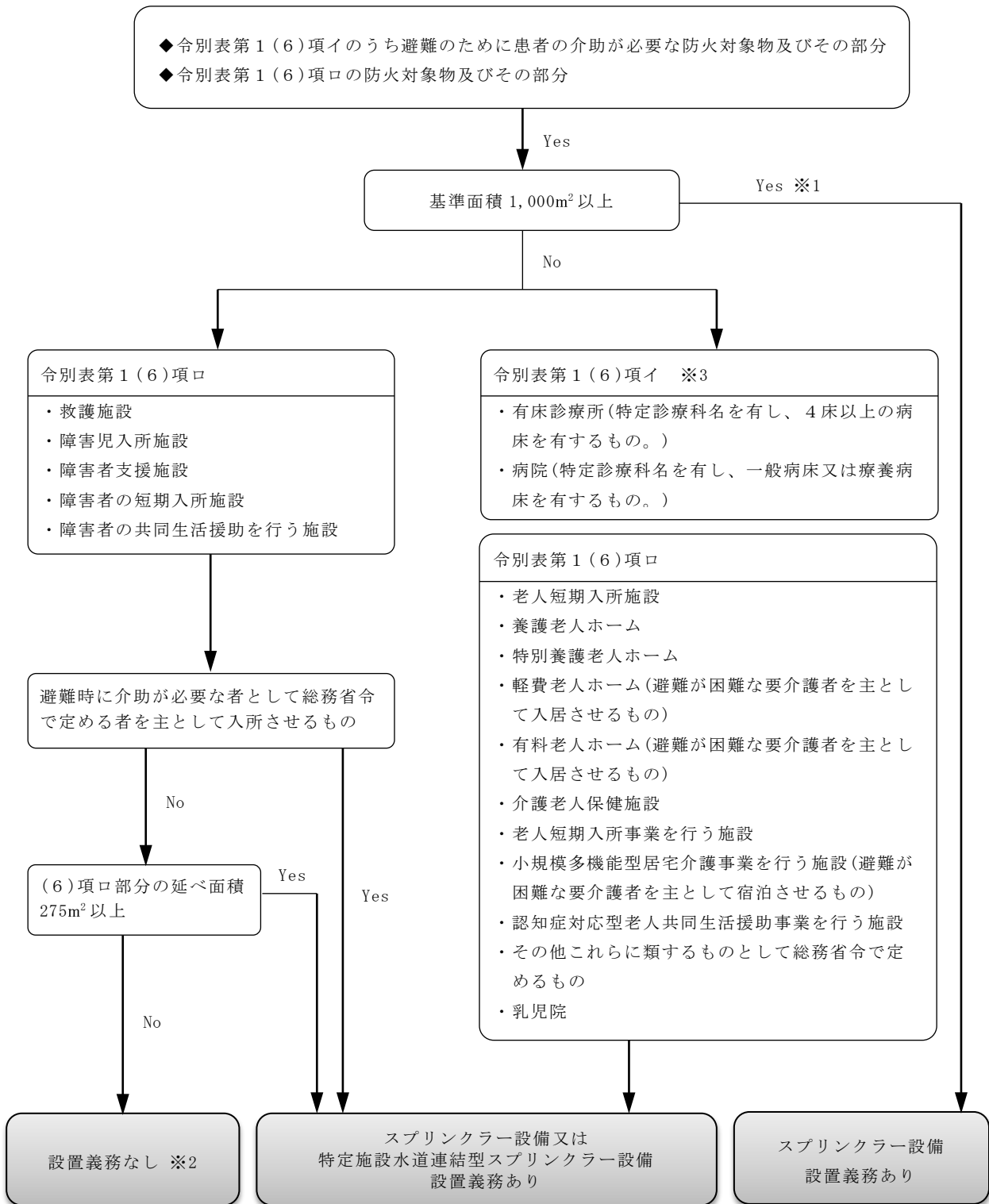
基準面積が1,000m²未満の小規模福祉施設及び有床診療所・病院に設置されるスプリンクラー設備において、特定施設水道連結型スプリンクラー設備のうち、水道法第3条第9項に規定する給水装置に直結する範囲(以下「水道直結式スプリンクラー設備」という。)については水道法の適用となるので、取り扱いについて必要な事項をここに定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 「小規模社会福祉施設」とは、消防法施行令別表第1(6)項ロに定める防火対象物のうち、基準面積が1,000m²未満のものをいう。
- (2) 「特定施設水道連結型スプリンクラー設備」とは、スプリンクラー設備の一種で、その配管が水道の用に供する水管に連結されたものをいう。
- (3) 「水道直結式スプリンクラー設備」とは、特定施設水道連結型スプリンクラー設備のうち、水道法第3条第9項に規定する給水装置に直結する範囲をいう。
- (4) 「特定診療科名」とは、皮膚科、産科、歯科等の総務省令で定める13の診療科名以外の診療科名をいう。
- (5) 「基準面積」とは、特定施設水道連結型スプリンクラー設備の設置対象の面積要件であり、延べ面積から総務省令で定める部分の面積を除いた面積をいう。

図－1 スプリンクラー設備設置基準



※1 例外として、延べ面積 1,000m² 以上で火災発生時の延焼抑制構造を有する施設は、設置を不要とする。

※2 介助がなければ避難できない者が多数を占めない障害者施設等は、面積要件 275m² を据え置く。

※3 施行期日は、平成 28 年 4 月 1 日。(P230 参照)

(調 査)

第3条 指定給水装置工事事業者（以下「指定工事事業者」という。）は、当該地区の配水管の布設状況（管種、口径、最小動水圧等）及び設計水圧、水量等設計に必要な情報について、十分調査確認を行うこと。

(遵守事項)

第4条 水道直結式スプリンクラー設備工事（設置に係るものに限る。）または整備は、消防法の規定により必要な事項については消防設備士が責任を負うことから、指定工事事業者が消防設備士の指導の下に行うこと。また、必要に応じて所轄消防署と十分な打ち合わせを行うこと。

2 配水管から分岐して設けられた給水管からスプリンクラーヘッドまでの水理計算は消防設備士が行うことから、指定工事事業者は、水道直結式スプリンクラー設備を設置しようとする者（以下「設置者」という。）に対して、当該地区の最小動水圧等、配水の状況及び直結給水用増圧ポンプ設備設置の可否について、情報を提供すること。

3 指定工事事業者及び消防設備士は、設置者に対して、水道の断水又は配水管の水圧が低下した時などは、正常な効果が得られない旨を確実に了知させること。

(1) 災害その他正当な理由による断水や水圧低下等により、水道直結式スプリンクラー設備の性能が十分発揮されない状況が生じても、松戸市水道事業管理者（以下「管理者」という。）に責任がないことを設置者に熟知させること。

(2) 設置者は、水道直結式スプリンクラー設備が設置された家屋または部屋を賃貸する場合は、借家人等に上記①の条件が付いている旨を熟知させること。

(3) 設置者は、水道直結式スプリンクラー設備の所有者を変更するときは、上記①及び②の事項について譲受人に熟知させること。

4 水道直結式スプリンクラー設備の火災時以外における作動及び火災時の、管理者にその責を求めることのできない非作動に係る影響に関する責任は、管理者が負わない旨を設置者に十分説明し、了解を得ること。

(設計条件)

第5条 水道直結式スプリンクラー設備の設計は、以下の事項を遵守すること。また、消防法令に規定された事項については、消防設備士が責任を負い所轄消防署に届け出ること。

(1) 当該給水装置を分岐しようとする配水管の給水能力の範囲内で、水道直結式スプリンクラー設備の正常な作動に必要な水圧、水量が得られるものとする。

(2) 設計水圧は、0.147MPa(1.5kgf/cm²)とする。

- (3) 水道直結式スプリンクラー設備のスプリンクラーヘッド各栓の放水量は 15 ℓ/分（火災予防上支障のある場合にあると認められる場合は 30 ℓ/分）以上とする。また、スプリンクラーヘッドを最大 4 個同時に開放する場合を想定して設計されることがあるため、その際は、合計の放水量を 60ℓ（120ℓ）/分以上確保すること。
- (4) 水道直結式スプリンクラー設備の設計にあたっては、利用者に周知することをもって、他の給水用具（水栓等）を閉栓した状態での使用を想定できる。
- (5) 1～3)の事項が満たされない場合、配水管から分岐する給水管口径の増径、受水槽や増圧ポンプの設置、建築物内装の耐火性を向上させる等の措置が必要となるので、所轄消防署等に相談するよう、設置者に対し指導すること。

（材質・構造）

第 7 条 水道直結式スプリンクラー設備の材質及び構造は、以下のとおりとする。

- (1) 水道直結式スプリンクラー設備は、消防法令適合品を使用するとともに、水道法施行令第 5 条及び、給水装置の構造及び材質の基準に関する厚生労働省令に定められた、給水装置の基準に適合するものであること。
- (2) 水道直結式スプリンクラー設備の配管は、停滞水及び停滞空気の発生しない構造とするため、常時使用する非飲用系の器具等（トイレ等）に接続すること。
- (3) 水道直結式スプリンクラー設備の末端に、スプリンクラー設備としての放水確認を行うための給水栓等を設置すること。また、飲用水との誤使用を防ぐよう適切な措置を講じること。
- (4) 水道水の逆流事故防止のため、水道直結式スプリンクラー設備系統の配管の分岐部に逆止弁を設置すること。
- (5) 結露現象を生じ、周囲（天井等）に影響を与える恐れのある場合は、防露措置を施すこと。

（申 請）

第 8 条 水道直結式スプリンクラー設備工事を申請する際は、次の書類を添付すること。

- (1) 「特定施設水道連結型スプリンクラー設置承諾書」（様式 1）
- (2) 水理計算書
- (3) その他、管理者が必要とする書類

(その他)

第9条 指定工事事業者及び消防士は、水道直結式スプリンクラー設備の施工後に、以下のことに留意すること。

- (1) 設置者及び防火管理者に対し、水道直結式スプリンクラー設備の維持管理上の必要事項及び連絡先を、見やすい場所に表示するよう指導すること。
- (2) 水道直結式スプリンクラー設備の所有者または使用者に対し、当該設備を介して連結している水栓からの通水の状態に留意し、異常があった場合は、管理者及び指定工事事業者に連絡するよう指導すること。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

様式 1

特定施設水道連結型スプリンクラー設置承諾書

年 月 日

(あて先) 松戸市水道事業管理者

申込者	住所	
	氏名	印
指定給水装置工事事業者	住所	
	氏名	印

設置場所 _____

施設名称 _____

水栓番号 _____

消防設備士名 _____

特定施設水道連結型スプリンクラー設備を設置するにあたり下記のとおり承諾します。

記

- 1 当該特定施設水道連結型スプリンクラー設備の設計は、消防法令に規定された消防設備士の指導の下に施工いたします。また、事前に所轄消防署等と協議いたします。
- 2 一時的な断水や水圧低下（制限給水・水道管破損事故・水道施設の工事等）及び当該地域の水圧により、特定施設水道連結型スプリンクラー設備の性能が十分発揮できない状況が生じても、水道部には一切責任を負わせない。
- 3 特定施設水道連結型スプリンクラー設備の火災時以外における作動及び火災時に非作動が生じても、水道部には一切責任を負わせない。
- 4 当該スプリンクラー設備を介して連結している給水栓等からの通水状態に異常があった場合は水道部指定給水装置工事業者に連絡するとともに、当方にて処置いたします。
- 5 水道連結式スプリンクラー設備の維持管理上の必要事項及び連絡先を見やすいところに表示し、関係者に周知いたします。
- 6 特定施設水道連結型スプリンクラー設備は消防法令適合品であるとともに、給水装置の構造及び材質の基準に適合する構造であること。
- 7 上記各項の条件を使用者等に周知徹底させスプリンクラー設置に、起因する紛争等については当事者間で解決し、水道部には一切迷惑をかけません。
- 8 当該スプリンクラー設備が設置された家屋、部屋を賃貸する場合には、当該設備は上記条件付きであることを賃借人に熟知させます。
- 9 本設備の所有者を変更するときは、上記事項について譲受人に継承します。